

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和2年3月23日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900104 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900063 号

第 1 結論

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日に訂正し、同年 6 月の標準報酬月額を 24 万円とすることが必要である。

平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日まで

私は、請求期間に A 社の B 事業所に勤務していたところ、平成 5 年 7 月 1 日に同社が同事業所を C 社として設立したため同社に転籍した。転籍の前後において勤務場所、勤務内容に変更はなく継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたが、請求期間に係る記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の雇用保険の被保険者記録、請求期間において A 社から C 社に転籍したとする複数の同僚の証言及び A 社の回答から、請求者は請求期間において A 社に継続して勤務（平成 5 年 7 月 1 日に A 社から C 社に転籍）し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者の A 社に係るオンライン記録における平成 5 年 5 月の記録から、24 万円とすることが妥当である。

なお、請求期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、平成 5 年 6 月 25 日から同年 7 月 1 日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、

厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の同年6月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900096 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900064 号

第 1 結論

- 1 請求者の A 事業所における請求期間①から⑨までに係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 1 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間⑦、⑧及び⑨の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者に係る請求期間①から⑥までの標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

- 2 請求者の A 事業所における請求期間①から⑨まで（請求期間②を除く。）に係る標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の第 2 欄のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記 1 の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第 2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 16 年 12 月 15 日
② 平成 17 年 7 月 21 日
③ 平成 17 年 12 月 13 日
④ 平成 24 年 7 月 20 日
⑤ 平成 26 年 12 月 25 日
⑥ 平成 27 年 12 月 25 日
⑦ 平成 28 年 7 月 26 日
⑧ 平成 28 年 12 月 22 日
⑨ 平成 29 年 7 月 25 日

A事業所から賞与の支払を受け、厚生年金保険料も控除されていたが、厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑥までについては標準賞与額の記録が無く、請求期間⑦、⑧及び⑨については保険給付の計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求者が提出した賞与明細書、金融機関から提出された預金取引明細照会（流動性）、A事業所から提出された賞与に係る資料及び同事業所が委託していた税理士事務所から提出された源泉徴収簿により、請求者は、請求期間①から⑨までにおいて、同事業所から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑨までに係る標準賞与額については、上記賞与明細書等により確認又は推認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第1欄のとおりとすることが必要である。

なお、請求期間⑦、⑧及び⑨に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の令和元年11月11日に年金事務所に提出していることが確認できることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

事業主が請求者の請求期間①から⑥までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間に係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届の提出及び厚生年金保険料の納付を行ったか否かは不明であると回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①から⑨まで（請求期間②を除く。）について、上記賞与明細書等により確認できる賞与額から、請求者のA事業所における当該期間の標準賞与額を別表の第2欄のとおりに訂正することが必要である。

なお、請求期間①から⑨まで（請求期間②を除く。）の訂正後の標準賞与額（上

記1の厚生年金特例法に基づく訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900096 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900064 号

請求期間	訂正期間	第 1 欄	第 2 欄
		厚生年金特例法 訂正後の標準賞与額	厚生年金保険法（75 条本文） 訂正後の標準賞与額
①	平成 16 年 12 月 15 日	28 万 2,000 円	28 万 8,000 円
②	平成 17 年 7 月 21 日	28 万 2,000 円	—
③	平成 17 年 12 月 13 日	27 万 5,000 円	28 万 8,000 円
④	平成 24 年 7 月 20 日	23 万 9,000 円	28 万 8,000 円
⑤	平成 26 年 12 月 25 日	27 万 1,000 円	28 万 8,000 円
⑥	平成 27 年 12 月 25 日	27 万 1,000 円	28 万 8,000 円
⑦	平成 28 年 7 月 26 日	27 万 1,000 円	28 万 8,000 円
⑧	平成 28 年 12 月 22 日	26 万 6,000 円	28 万 8,000 円
⑨	平成 29 年 7 月 25 日	26 万 6,000 円	28 万 8,000 円

注 第 1 欄については、年金給付に反映される標準賞与額であり、第 2 欄については、実際に支給された賞与額に見合う標準賞与額であり、年金給付に反映されない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900095 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900061 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成6年4月1日から平成8年2月1日まで
請求期間においてA社に勤務し、B業務に従事していたのに厚生年金保険の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録から、請求者は、請求期間のうち、平成6年4月18日から平成7年11月15日まで、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は請求者に係る資料を保管しておらず、請求者の請求期間に係る給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認できない上、請求期間において同社に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者に照会を行っても、請求者を記憶する複数の同僚からは、請求者の同社における厚生年金保険の加入及び保険料控除について具体的な回答を得られない。

また、請求期間における厚生年金保険の取扱いについて、A社は、「試用期間経過後に、本人の希望により加入させていた。」旨を回答及び陳述している上、i) 上記同僚照会において、複数の同僚が、「本人の希望により厚生年金保険に加入させていた。」旨を回答していること、ii) 請求者が名前を記憶している同僚のうち、同社における厚生年金保険の被保険者記録が確認できない者がいることなどから、同社では必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、オンライン記録により、A社に係る厚生年金保険被保険者記録を確認したが、請求期間において、請求者の氏名は見当たらず、請求期間における健康保険の整理番号に欠番もないことから、請求者の同社に係る厚生年金保険被保険者記録が欠落したとは考え難い。

加えて、請求者の請求期間当時の居住地であるC市の回答から、請求者は、請求期間において国民健康保険に加入していることが確認できる。

このほか、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応した厚生年金保険の被保険者資格に係る届出が社会保険事務所（当時）に行われたこと、又は当該期間に係る厚生年金保険料の納付が保険料徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者が厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900099 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900062 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所（昭和 56 年 5 月 1 日以降は、B事業所。現在は、C事業所）におけるD共済組合員資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 54 年 11 月 15 日から昭和 56 年 6 月 1 日まで

E社を退職後、A事業所に入社し、F店にフルタイムで勤務した。勤務の途中で同事業所は合併し、B事業所となったが、私の勤務体制に変更は無かった。同事業所における勤務期間のうち、昭和 56 年 6 月 1 日から昭和 57 年 3 月 21 日までの年金記録はあるのに、請求期間の記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

C事業所G支店から提出された請求者に係る職員名簿等の資料及び同支店の回答から、請求者は、昭和 54 年 11 月 15 日から同年 11 月 30 日まで研修を受けた後、同年 12 月 1 日から昭和 57 年 3 月 20 日までF店に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A事業所は、請求期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではなく、D共済組合に加入する事業所であったところ、同共済組合は、「請求期間について、請求者の組合員資格は確認できない。」旨を回答しており、同共済組合から提出された請求者に係る組合員資格新規取得届及び組合員資格喪失届から、請求者の同共済組合における組合員資格取得年月日は昭和 56 年 6 月 1 日、同資格喪失年月日は昭和 57 年 3 月 21 日であることが確認でき、当該記録は、請求者のオンライン記録と一致している。

また、C事業所G支店は、「D共済組合には正職員のみ加入させていた。加入時期は通常、試用期間経過後であったが、試用期間の長さは人によって異なっていた。請求者の雇用形態を確認できる資料は無く、請求期間に請求者をD共済組合に加入させていたか否かは、不明である。」旨を回答及び陳述している上、F店に勤務していた者として、請求者及び同僚から名前が挙がった者に照会を行ったところ、自身の雇用

形態は正職員だったと回答した5名のうち3名は、雇用保険の被保険者資格を取得して6か月後から18か月後にD共済組合の組合員資格を取得しており、当該3名中2名は雇用保険の被保険者資格を取得後、D共済組合に加入するまでの期間において、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できることから、A事業所では、必ずしも従業員全員を採用と同時にD共済組合に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、C事業所G支店は、「請求者の請求期間における給与からD共済組合掛金を控除していたか否かは、控除の有無を確認できる資料を保管しておらず、不明である。」旨を回答している上、前述の同僚照会において、請求者を記憶する5名全員が、「請求者の給与からD共済組合掛金が控除されていたか否かは、分からない。」旨を回答しており、請求者の請求期間に係るD共済組合掛金の控除について、具体的な回答は得られない。

このほか、請求者は、請求期間に係るD共済組合掛金を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに、請求者の当該期間に係るD共済組合掛金の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

以上のことから、これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、事業主により、請求者の請求期間に対応したD共済組合の組合員資格に係る届出が同共済組合に行われたこと、又は当該期間に係るD共済組合掛金の納付が掛金徴収権の時効消滅前に行われていたことの実を確認又は推認することができず、また、請求者がD共済組合の組合員として当該期間に係る掛金を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1900102 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1900065 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 14 年 2 月 25 日から平成 17 年 12 月 1 日まで

私は、A 社を一旦退職したが、平成 14 年 2 月に同社の社長から依頼され再就職し、平成 19 年 6 月まで勤務していたのに、請求期間に係る厚生年金保険被保険者記録が無いので、調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

雇用保険の記録、請求者が提出した A 社から交付された平成 14 年分から平成 17 年分までの給与所得の源泉徴収票、預金通帳及び同社の回答から、請求者は、請求期間において、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律の規定に基づき、被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、厚生年金保険被保険者として勤務していたことに加え、被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることが要件とされているところ、前述の源泉徴収票からは、請求者の給与から請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていることを確認することができない。

また、A 社は、「当時の資料は処分済みのため、請求期間において、請求どおりの届出、厚生年金保険料の納付及び控除を行ったかは不明である。」旨を回答している上、請求期間当時、社会保険事務を担当していた元取締役役に文書照会を行ったが、請求者の厚生年金保険被保険者資格取得の届出、保険料控除及び保険料納付に係る回答は得られないことから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

さらに、年金事務所が保管している請求者に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、資格取得年月日は平成 17 年 12 月 1 日と記載されており、オンラ

イン記録と一致している。

このほか、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。